

会社法第782条第1項に定める事前備置書類  
(変更)

2024年5月31日

株式会社ベイカレント・コンサルティング

会社法第782条第1項に規定する吸収分割契約に関する事前備置書類  
(変更)

2024年5月31日

東京都港区麻布台一丁目3番1号  
株式会社ベイカレント・コンサルティング  
代表取締役社長 阿部 義之

当社は、株式会社ベイカレント分割準備会社A（以下、「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2024年9月1日を効力発生日として締結した吸収分割契約に関し、2024年5月10日付で「会社法第782条第1項に規定する吸収分割契約に関する事前備置書類」（以下、「本事前備置書類」といいます。）を備置しておりますが、本事前備置書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号の規定に基づき、次のとおり変更後の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

下記書類における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有するものとします。  
変更箇所は下線で示しております。

【変更後】

2. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(2) 承継会社の計算書類等の内容

① 最終事業年度に係る計算書類等

2024年5月28日付の定時株主総会の決議により、承継会社の最終事業年度(自2024年2月1日 至2024年2月29日)に係る計算書類等の内容が承認されたことに伴い、最終事業年度に係る計算書類等を別紙のとおり追加して開示いたします。

4. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(2) 承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の2024年2月29日現在の貸借対照表における資産の額は10百万円、負債の額は2百万円であり資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までこれらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、承継会社は当社のコンサルティング事業を承継しますが、承継する事業については資産が負債を十分に上回ることが見込まれています。ただし、負債の承継は重畳的債務引受けの方法によります。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における承継会社の資産は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

別紙：承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

## 事業報告

第1期

自 2024年2月1日

至 2024年2月29日

株式会社ベイカレント分割準備会社A

# 事業報告

(2024年2月1日から2024年2月29日まで)

## 1. 株式会社の状況に関する重要な事項

当社は、当事業年度において、親会社である株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、親会社という。）のさらなる事業拡大や企業価値向上を実現するための持株会社体制への移行に伴い、親会社が100%出資する分割準備会社として設立しております。

2024年9月を目途に親会社のコンサルティング事業を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、当社は、その事業を継承する予定です。

以上

# 計 算 書 類

第 1 期

自 2024年 2 月 1 日

至 2024年 2 月 29 日

株式会社ベイカレント分割準備会社A

## 株式会社ベイカレント分割準備会社A

## 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	2
未収入金	10	未払金	2
		未払法人税等	0
		負債合計	2
		(純資産の部)	
		株主資本	8
		資本金	10
		利益剰余金	△ 2
		その他利益剰余金	△ 2
		純資産合計	8
資産合計	10	負債純資産合計	10

株式会社ベйкаレント分割準備会社A

損益計算書

(2024年2月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
販売費及び一般管理費	2
営業損失	△ 2
税引前当期純損失	△ 2
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	△ 2

## 株式会社ベйкаレント分割準備会社A

## 株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	—	—	—	—	—
当期変動額					
新株の発行	10			10	10
当期純損失		△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
当期変動額合計	10	△ 2	△ 2	8	8
当期末残高	10	△ 2	△ 2	8	8

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

##### ・顧客に対する役務の提供（一定の期間）

役務の提供による収益は、顧客との契約に基づく期間にわたり役務を提供する義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたる役務の経過によって、充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に向けての進捗度を合理的に測定できない場合には、役務に係る原価のうち回収可能と認められる範囲内で収益を認識しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額、又は当該契約等に定められた金額で計上しております。

なお、これらの支払は、契約に基づく期間における役務提供が完了した時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

##### ・顧客に対する成果物の提供（一時点）

顧客に引き渡した成果物による収益は、成果物の支配が顧客に移転し、成果物を顧客が検収した時点で、顧客に成果物の法的所有権、物理的占有、成果物の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することで、成果物に対する対価として支払を受ける権利を有するため、その時点で収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づく成果物を顧客に提供するものであり、収益は、顧客が成果物を検収した時点で計上しております。

なお、これらの支払は、顧客が成果物を検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

##### ・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供（一定の期間）

ソフトウェア開発契約から得られる収益は、ソフトウェアの完成までに要する原価及びソフトウェア開発契約の進捗度合を合理的に見積ることができ、かつ、契約に関連した経済的便益が当社に流入する可能性が高い場合には、進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、ソフトウェア原価のうち回収可能と認められる範囲内でソフトウェア開発契約に係る収益を認識しております。当該履行義務は、契約等に定められた金額に基づくソフトウェアを顧客に提供するものであり、収益は、原則として進捗度に応じて計上して

おります。

なお、これらの支払は、顧客がソフトウェアを検収した日の属する月から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

以 上